

# 退職互助部説明

## PART③

### ～ 給付事業について(長寿祝金・弔慰金) ～

(一財)長崎県教職員互助組合



この動画では、給付事業について説明致します。

# Ⅰ 給付事業一覧

**請求期限3年**

## (1) 長寿祝金

77歳、88歳、99歳になられる月に、お祝い金として1万円を給付する。

## (2) 弔慰金

組合員(加入配偶者)の死亡時にお見舞金として給付します。

## (3) 医療補助金 (別の説明動画で説明)

医療保険適用の窓口負担分について、一部を補助します。



退職互助部の給付事業は  
長寿祝金、弔慰金、医療補助金の3種類があります。

長寿祝金は、喜寿、米寿、白寿になられる誕生月に1万円のお祝い金をお送りする  
事業です。

弔慰金は、亡くなられたときにお見舞金をご遺族にお送りする事業です。

医療補助金は、病院等で支払った医療費について一部を補助する事業です。

請求期限は、全て3年となっていますので、請求漏れが無いようご注意ください。

この動画では、長寿祝金、弔慰金の説明をします。  
医療補助金の説明は、別の動画をごらんください。

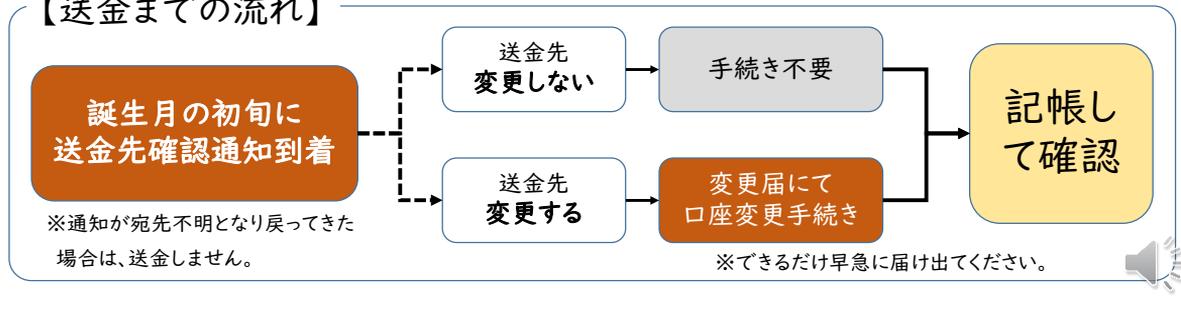
## (1) 長寿祝金

【対象者】 退職組合員本人及び退職加入配偶者

【給付額】 10,000円

【送金日】 77歳、88歳、99歳になる誕生月の月末日(平日)

### 【送金までの流れ】



長寿祝金の説明です。

対象者は、退職組合員又は、退職加入配偶者です。

喜寿、米寿、白寿のお祝いとして、1万円を送金します。

この長寿祝い金は請求は必要ありません。

誕生月の初旬に、送金の口座の確認文書が届きます。

口座の変更がない場合は、手続き不要です。

送金口座を変更したい場合は、組合員台帳記載事項変更届を提出してください。

金融機関へ送金情報を渡す期日が決まっていますので、

できるだけ早急に手続きを行ってください。

その後は、誕生月の末日の平日に送金しますので、記帳して確認してください。

## (1) 長寿祝金

### 【注意事項】

- 送金先確認通知が届かない(宛先不明など)の場合は、送金しません。
- 送金処理後、送金できなかった場合、お祝い金という観点から、新たな口座が誕生月から1年以内に判明した場合に送金します。

受け取れないことにならないよう、ご住所の変更や、給付金口座の変更は  
確実にお届けをお願いいたします。



注意事項です。

送金口座の確認文書が 宛先不明で届かない場合は送金されません。

送金処理後、口座解約などで送金できなかった場合は本人宛に電話連絡、お手紙等にて口座確認をしますが、祝い金という観点から1年以内に判明した場合にのみ送金します。

## (2) 弔慰金

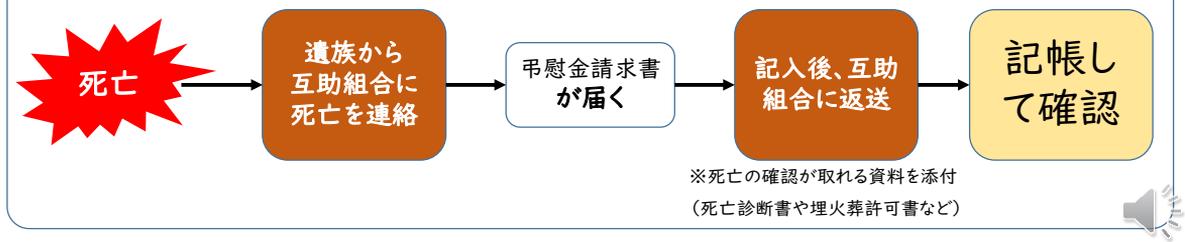
**請求期限3年**

【対象者】 退職組合員本人及び退職加入配偶者

【給付額】 退職後の経過年数により 10万円～5千円

【送金日】 弔慰金請求書が届いた日の翌月末日

### 【送金までの流れ】



弔慰金の説明です。

対象者は退職組合員及び退職加入配偶者です。

給付額は、退職後から死亡までの経過年数により、10万円～5千円です。

送金は、弔慰金請求書を互助組合が受け取った日の翌月末日となります。

送金までの流れです。

組合員又は、加入配偶者が死亡したときに、ご遺族から互助組合にご連絡を頂きます。

ご連絡を頂きますと、互助組合から「弔慰金請求書」を送付しますので、届きましたら、記入の上、死亡の確認が取れる資料を添付して互助組合に返送してください。

互助組合が受け付けた日の翌月末日に送金しますので、記帳して確認してください。

請求期限は、死亡日から3年以内となっています。

## (2) 弔慰金

○ 死亡した組合員(加入配偶者)の医療補助金について

亡くなられるまでの医療費についても対象となりますので、  
医療補助金請求書により請求してください。

【送金先】

**弔慰金請求書に記入した口座**

※本人口座は使用できないため



死亡した組合員の医療補助金についてです。

亡くなられるまでの入院費なども医療補助金で請求できますので、  
医療補助金の請求方法に従って請求してください。

送金先は、弔慰金請求書に記入された口座となります。